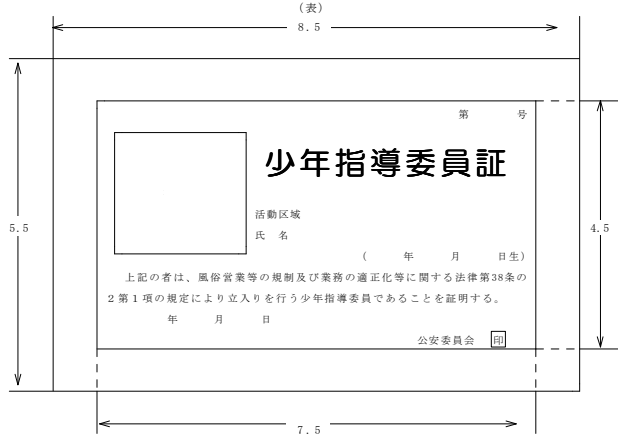


改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十〇五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十〇五十八 （略）</p>

改正後

別記様式（第9条関係）



(裏)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2・3 略

4 第1項の規定による立入りをとする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

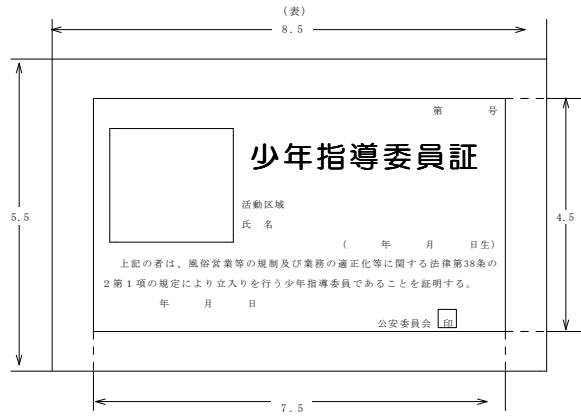
一～六 略

七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

- 備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

改正前

別記様式（第9条関係）



(裏)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2・3 略

4 第1項の規定による立入りをとする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

- 備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に関し必要があると認めるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第八条</u>に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定装置）</p> <p>第三十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）<u>第十四条</u>の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物（役物（入賞を容易にするための特別</p>	<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に関し必要があると認めるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第九条</u>に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定装置）</p> <p>第三十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）<u>第十条</u>の二の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物（役物（入賞を容易にするための特別の装</p>

の装置をいう。以下同じ。()で電氣的動力により作動するものをいう。以下同じ。()とする。

置をいう。以下同じ。()で電氣的動力により作動するものをいう。以下同じ。()とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号</u>及び第四号（<u>第三十一條の二十三</u>及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（<u>第二十八條第十二項第三号</u>に係る部分に限る。）、第六号、第八号（<u>第三十一條の十三</u>第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号</u>及び第四号（<u>第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（<u>第二十八條第十二項第三号</u>に係る部分に限る。）、第六号、第八号（<u>第三十一條の十三</u>第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号</u>及び第四号（<u>第三十一條の二十三</u>及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）<u>、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）</u>、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</u></p> <p>十〜五十八 （略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号</u>及び第四号（<u>第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）<u>、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）</u>、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</u></p> <p>十〜五十八 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）<u>、第五号</u>（<u>第二十八條第十二項第三号</u>に係る部分に限る。）、第六号、第八号（<u>第三十一條の十三第二項第三号及び第四号</u>に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>（<u>第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（<u>第二十八條第十二項第三号</u>に係る部分に限る。）、第六号、第八号（<u>第三十一條の十三第二項第三号及び第四号</u>に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）</p>	<p>第四十四条第一項</p>
<p>改正前</p>	<p>別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）</p>	<p>第四十四条</p>

五～九（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、第五号</u>（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

○ 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一	別表第一	別表第一	別表第一
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）
第三十八条第二号、第三号及び 第十一号（同条第二号及び 第十一号については、第九十 七条において準用する場合を 含む。）	第三十八条第二号、第三号及 び第十一号（同条第二号及び 第十一号については、第九十 七条において準用する場合を 含む。）	第三十七条第二号、第三号及 び第八号	第三十七条第二号、第三号及 び第八号
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三	別表第三	別表第三	別表第三
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国 家公安委員会規則第一号）
第三十八号第二号、第三号及 び第十一号（同条第二号及び 第十一号については、第九十 七条において準用する場合を 含む。）	第三十八号第二号、第三号及 び第十一号（同条第二号及び 第十一号については、第九十 七条において準用する場合を 含む。）	第三十七号第二号、第三号及 び第八号	第三十七号第二号、第三号及 び第八号
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則<u>第六条第三十九号</u></p> <p>三〇六 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則<u>第七条第三十九号</u></p> <p>三〇六 （略）</p>